

麻布地区総合支所まちづくり課

特別区道第 1,040 号線における車両の物損事故について

- 1 発生日時 令和 8 年 7 月 4 日（土） 午後 5 時 30 分頃
- 2 発生場所 港区南麻布五丁目 6 番先
- 3 事故車両 相手方 普通乗用自動車
- 4 事故の状況
区道車道内に設置された雨水ます擦り付け部に生じていたくぼみに、走行中の相手方車両の下部が接触し、車両が損傷しました。
- 5 損害状況
相手方の負傷 なし
相手方自動車 前部左側のバンパーの損傷
- 6 責任の割合 港 区：100%
相手方： 0%
- 7 損害賠償額 660,000 円（令和 8 年第 3 回港区議会定例会で報告予定）

8 事故再発防止等の対応

本件事故現場を確認したところ、区道車道内の雨水ます擦り付け部のくぼみは、周辺舗装と段差が最大約 10cm 生じていました。

現場には注意喚起の路面標示を設置していたものの、車高の低い車両が通行した場合には車両下部が接触するおそれがあったと考えられます。

このため、当該箇所については、令和 8 年 7 月 13 日に雨水ます移設工事を実施し、段差を解消しました。

また、同様の事故を未然に防止するため、区内道路における雨水ます擦り付け部等の状況について緊急点検を実施し、同様の箇所がないことを確認しました。



